

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第14条について、「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に含まれる事業や、その他記載されていない事業等を資料としてお示しし、市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者の「それぞれの立場から主体的にできること」についてのご意見・ご提案等をいただき、それらをまとめ、奈良市子ども・子育て会議へ提出する意見書案の作成を進めていきたいと考えています。また、その意見について市がサポートできることがあれば併せてご提案ください。

	市	保護者	地域住民	子どもが育ち・学ぶ施設の関係者	事業者
障がいのある子ども	「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に記載されている障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実のための13の事業を推進しています。また、国の制度として特別児童扶養手当の支給も行っています。				
ひとり親家庭の子ども	「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に記載されているひとり親家庭への支援の充実のための7つの事業を推進しています。また、ひとり親家庭等を対象に生活に役立つ支援策や情報を提供する講習会等を開催する「ひとり親家庭等生活支援事業」も行っています。				
その他困難を有する子ども	「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に記載されている子育て家庭への経済的な支援の充実のための3つの事業を推進しています。				

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第14条関連事業について

(第6回奈良市子ども・子育て会議 子ども条例部会資料)

[目次]

- | | |
|--|---|
| ① 奈良市子どもにやさしいまちづくりプランにおける
子どもにやさしいまちづくり条例第14条該当事業一覧 | 1 |
| ② 奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン審議シート
(第14条該当事業のみ抜粋) | 5 |
| ③ 「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」第14条に関わる事業 | 8 |

平成29年1月25日

奈良市子ども未来部子ども政策課

① 奈良市子どもにやさしいまちづくりプランにおける
子どもにやさしいまちづくり条例第14条該当事業一覧

[条文]

(困難を有する子どもとその家庭に対する支援)

第14条 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を有する子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

[「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」での該当事業（116事業中23事業）]

※「No.」は奈良市子どもにやさしいまちづくりプランにおいて各事業につけられている番号。（1～116）

事業名 (No. 77)	就園奨励費補助	担当課	保育所・幼稚園課
内容			
私立幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減を図ります。			

事業名 (No. 78)	就学援助	担当課	教育総務課
内容			
小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。			

事業名 (No. 79)	特別支援教育就学奨励事業	担当課	教育総務課
内容			
特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。			

事業名 (No. 80)	ひとり親家庭等医療費助成	担当課	子ども育成課
内容			
健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費・生活療養費は除く）から一部負担金を除いた額を助成します。			

事業名 (No. 81)	ひとり親家庭等相談	担当課	子育て相談課
内容			
母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。			

事業名 (No. 82)	母子家庭等日常生活支援事業	担当課	子育て相談課
内容			
修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。			

事業名 (No. 83)	母子家庭等就業・自立支援センター事業	担当課	子育て相談課
内容			
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。			

事業名 (No. 84)	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	担当課	子育て相談課
内容			
母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。			

事業名 (No. 85)	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	担当課	子育て相談課
内容			
母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。			

事業名 (No. 86)	公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	担当課	住宅課
内容			
市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で20歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。			

事業名 (No. 87)	放課後児童健全育成事業施設における障がい児の受け入れ推進	担当課	地域教育課
内容			
放課後に就労等で保育のできない世帯の小学生を対象に、バンビーホームを開設しており、障がいの程度・内容に応じて指導員の加配をしながら、障がい児の受け入れを推進します。			

事業名 (No. 88)	短期入所	担当課	障がい福祉課
内容			
<p>居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。</p>			

事業名 (No. 89)	障害児通所支援	担当課	障がい福祉課 子育て相談課
内容			
<p>障がい児を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。</p>			

事業名 (No. 90)	居宅介護	担当課	障がい福祉課
内容			
<p>居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。</p>			

事業名 (No. 91)	行動援護	担当課	障がい福祉課
内容			
<p>知的や精神に重い障がいがあり、一人で行動することが難しい障がい者児が対象です。 対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。</p>			

事業名 (No. 92)	奈良市歯科診療	担当課	障がい福祉課
内容			
<p>みどりの家歯科診療所（総合福祉センター内）において、障がい児の歯科検診及び治療を行います。</p>			

事業名 (No. 93)	日中一時支援	担当課	障がい福祉課
内容			
<p>家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障がい児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。</p>			

事業名 (No. 94)	移動支援	担当課	障がい福祉課
内容			
<p>障がい児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で終わるものに限りです。 ※病院に入院されている方は、利用できません。</p>			

事業名 (No. 95)	みどり園	担当課	障がい福祉課
内容			
<p>総合福祉センター内の障がい児親子通園室「みどり園」において、就学前の障がい児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。</p>			

事業名 (No. 96)	相談支援事業	担当課	障がい福祉課
内容			
<p>障がい児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。</p>			

事業名 (No. 97)	親子体操教室	担当課	障がい福祉課
内容			
<p>総合福祉センター体育館において障がい児と保護者が、一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。</p>			

事業名 (No. 98)	子ども発達支援事業	担当課	子育て相談課
内容			
<p>心理的な発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいのある就学前の幼児又は発達支援の必要があると認められる就学前の幼児とその保護者に対して、相談・療育の場を設け、心理的な発達を関係機関と協働しながら一貫して支援します。</p>			

事業名 (No. 99)	長期療養児支援	担当課	健康増進課
内容			
<p>障がい児が適切な医療ケアや医療・福祉制度を利用しながら在宅で生活が送れることや、保護者は地域の人や専門職の支えを受けながら安心して子育てができるように、訪問や相談等を実施します。</p>			

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり					直近の状況 (平成26年度 実績値)	平成27年度の状況			進捗状況に対する担当課評価		子ども・子育て会議 委員からの意見	担当課
基本目標	施策の方向性	No	事業名	事業概要		指標	目標・実績値	予算・決算額(千円)	評価	課題や今後の改善点等		
②子育て家庭への経済的な支援の充実		77	就園奨励費補助	私立幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減を図ります。	補助限度額について、本市の基準額が国の基準を下回っている階層の数	11	(目標) 11 (予算) 107,000 (実績) 11 (決算) 107,254	C	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に通う園児の保護者に対しては、幼稚園就園支援事業を継続して実施するとともに、補助限度額と補助対象者の拡充について検討を行っていきます。	(No.77:就園奨励費補助) ・財政的にも厳しい状況であることも理解できるが、私立幼稚園にも子育てで支援の一端を担う社会的役割があることを、また私立の特色ある教育を是非受けさせたいと願う保護者への援助が少しでも大きくなることに期待したい。	保育所・幼稚園課	
		78	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	—	—	(目標) — (予算) 200,394 (実績) — (決算) 188,548	B	対象世帯に対する周知を推進するため、学校担当者への周知、関連事業担当課との連携を進め、より広く事業の実施・内容・申請方法を広報する。また、より簡単に申請することができるよう、申請方法の改善を行っていき	(No.78:就学援助) ・子どもの貧困が社会問題化するなか、担当課評価にもあるよう周知が不十分であり対象に該当するかどうか分かりにくいのではないかと。保育料のように市民税額など所得階層から対象者を選定し市からの個別通知方式の採用を検討してはどうか。 ・就学援助などの申請方法の改善に期待する。	教育総務課	
		79	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	—	—	(目標) — (予算) 17,124 (実績) — (決算) 12,121	B	国の補助事業であり、今後も特別支援学級に在籍する小中学生が、安心して義務教育を受けることができるよう、国の基準に沿って継続実施をしていく。また、学校を通じた保護者へのお知らせ文書の配布を継続し、制度内容や申請手続きについて、早期に告知するよう努めていく。	(No.79:特別支援教育就学奨励事業) ・早期告知に努めていただきたい。	教育総務課	

(4) 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

①ひとり親家庭への支援の充実		80	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満(18歳到達後最初の3月31日まで)の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額(入院時の食事療養費・生活療養費は除く)から一部負担金を除いた額を助成します。	—	—	(目標) — (予算) 188,075 (実績) — (決算) 187,256	A	今後も引き続き、制度の周知・啓発に努める。	[総評] ・ひとり親家庭の問題は多岐にわたっているため、支援の仕方、方法は個々違うので大変難しい問題ではあるが、専門家のアドバイスも交えながらより一層の事業展開に向けて継続的な取り組みに期待したい。あわせて心のケアについても必要であれば支援されたい。	子ども育成課
		81	ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。	相談件数(件)	1,787	(目標) 1,600 (予算) 4,413 (実績) 1,858 (決算) 4,356	B	様々な社会的要因などにより、ひとり親家庭が増加傾向にあり、今後の相談も多岐にわたると考えられる。より多くのひとり親家庭等に、支援制度の情報などを提供するとともに、自立支援プログラム策定など、関係機関との連携を行い、自立への支援を行っていく。	(No.81:ひとり親家庭等相談～No.83:母子家庭等就業・自立支援センター事業) ・目標を大きく上回っており、引き続き支援登録者の増加を図っていただきたい。関係機関との連携より、ワンストップの相談窓口を目指していただきたい。	子育て相談課
		82	ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。	ひとり親家庭等日常生活支援事業の延べ利用回数(回)	7	(目標) 10 (予算) 450 (実績) 28 (決算) 233	B	ひとり親家庭の子育てと仕事等の社会両立のために必要な制度であり、関係機関と協力し今後もより効果的に周知を行うことで、登録者の増加と利用促進を図る。		子育て相談課
		83	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。	利用人数(人)	3,843	(目標) 3,800 (予算) 5,262 (実績) 4,285 (決算) 4,501	B	平成28年度から養育費等相談事業をセンター事業として実施することにより、支援の充実を目指す。今後も関係機関との連携強化や広報の徹底により新規利用者の拡大を図る。		子育て相談課
		84	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業利用者数(人)	3	(目標) 7 (予算) 420 (実績) 7 (決算) 104	B	主体的な能力開発の取組を支援し、修了者の就労を支援することで、自立を促進していく。また、あらゆる機会を通じ、制度の周知を行い利用の促進を図っていく。	(No.84:母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業～No.85:母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業) ・制度の周知を積極的に行っていただきたい。	子育て相談課
		85	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の利用人数(人)	35	(目標) 35 (予算) 21,169 (実績) 22 (決算) 20,524	B	就業に有利な資格取得を支援することで、正規的就労に結び付け自立を促進していく。また、養成機関と連携を図る他、あらゆる機会を通じ周知を行い、利用の促進を図っていく。		子育て相談課

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり						直近の状況 (平成26年度 実績値)	平成27年度の状況			進捗状況に対する担当課評価		子ども・子育て会議 委員からの意見	担当課	
基本目標		No	事業名	事業概要	指標		目標・実績値		予算・決算額(千円)		評価			課題や今後の改善点等
施策の方向性														
		86	公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で20歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。	母子父子世帯向け住宅の新規募集件数(件)	2	(目標) —	(予算) —		B	今後も現行の取り組み方針を継続する。 予算・決算額については、一般向け住宅及び特定目的住宅の空家修繕費に含まれるため、母子父子世帯向け住宅として個別で計上していない。 空家募集については、過去の応募状況等を参考に、母子父子世帯向けを含めた特定目的住宅の募集戸数をその都度検討するため、目標値は定めていない。	(No.86:公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用) ・更なる利用促進に努めていただきたい。	住宅課	
②障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実		87	放課後児童健全育成事業施設における障がい児の受け入れ推進	放課後に就労等で保育のできない世帯の小学生を対象に、バンビーホームを開設しており、障がいの程度・内容に応じて指導員の加配をしながら、障がい児の受け入れを推進します。	障がい児受け入れ施設数	38	(目標) 46 (予算) 608,000 <small>(放課後児童健全育成事業を含む)</small>	(実績) 39 (決算) 581,265 <small>(放課後児童健全育成事業を含む)</small>		A	静養室が未設置のホームもあるため、施設の改善も進めながら、今後も、障がい児の受け入れを行っていきます。	[総評] ・障がい児など課題を抱えている子どもたちの声を受け止め、居場所を地域で確保することは、その子のためだけでなく、私たちの社会を豊かにする。課題を抱えている子が人生の主人公として、生き生きと過ごせることは、私たちのまちが、様々な困難や変化に対して、「耐久力・復元力(レジリエンス)」のある社会になっていくのではないかと。	地域教育課	
		88	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	実利用者数(人)	178	(目標) 200 (予算) 145,000	(実績) 174 (決算) 149,007		A	今後も継続して子どもの状況に応じたサービス決定を行っていく。	・該当する親へ、情報が行き届いていない。施設の内容や様子など、もっと突っ込んだ情報発信をして欲しいと思う。 (No.87:放課後児童健全育成事業施設における障がい児の受け入れ推進～No.91:行動援護) ・進捗状況の評価がAになっているので、引き続き事業の発展に期待する。	障がい福祉課	
		89	障害児通所支援	障がい児を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。	障害児相談支援事業所による利用計画作成割合(%)	39.7	(目標) 80 (予算) 752,000	(実績) 90 (決算) 758,000		A	障がい児相談支援事業所の親への支援方法や子どもに必要な支援内容について、どの事業所も共通の視点をもちサービスの調整や相談に応じることができるよう、質の向上をさらに図っていく必要がある。	(No.92:奈良市歯科診療) ・虫歯罹患率の減少にも取り組んでもらいたい。	障がい福祉課 子育て相談課	
		90	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	実利用者数(人)	757	(目標) 800 (予算) 921,000	(実績) 792 (決算) 900,364		A	今後も継続して子どもの状況に応じたサービス決定を行っていく。	(No.93:日中一時支援) ・利用方法の見直しを行うことによって利用回数の増加に繋がっていただきたい。	障がい福祉課	
		91	行動援護	知的や精神に重い障がいがあり、一人で行動することが難しい障がい者児が対象です。 対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。	利用者数(人)	194	(目標) 200 (予算) 228,000	(実績) 191 (決算) 232,136		A	今後も継続して子どもの状況に応じたサービス決定を行っていく。		障がい福祉課	
		92	奈良市歯科診療	みどりの家歯科診療所(総合福祉センター内)において、障がい児の歯科検診及び治療を行います。	延べ治療人数(人)	160	(目標) 162 (予算) 10,281	(実績) 157 (決算) 9,993		B	年2回の歯科検診とともに、治療が必要な障がい児を順に治療している。また、必要に応じて定期的に診察を行うなどして重症化を未然に防ぎ、軽症のうちに治療する方針で取り組んでいる。		障がい福祉課	
		93	日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障がい児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	延べ利用回数(回)	6,670	(目標) 8,000 (予算) 18,200	(実績) 5,729 (決算) 13,720		B	ニーズが多様化している中で、対象者が家庭での時間も大切にできるよう利用方法の見直しをしており、適時説明を行い事業を推進していく。	(No.94:移動支援～No.99:長期療養児支援) ・他課との連携により実施されていると思われるが、医療関係者の協力や、大学、専門学校等で障がい児について学ぶ学生のボランティアなどを取り入れ、双方の学びと取り組みに対する支援を取り入れながら評価があげられるような事業になれば良いと考える。	障がい福祉課	
		94	移動支援	障がい児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で終わるものに限り、※病院に入院されている方は、利用できません。	実利用者数(人)	1,007	(目標) 1,100 (予算) 243,000	(実績) 1,079 (決算) 229,195		B	対象者が増加していく中で、より多くの方にサービスを利用できるように時間数の上限を対象者別に設けており、適時説明を行い事業を推進していく。	(No.94:移動支援) ・時間数の上限を守りながら、スタッフの充実を図られたい。	障がい福祉課	

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり						直近の状況 (平成26年度 実績値)	平成27年度の状況			進捗状況に対する担当課評価		子ども・子育て会議 委員からの意見	担当課	
基本目標		No	事業名	事業概要	指標		目標・実績値		予算・決算額(千円)		評価			課題や今後の改善点等
施策の方向性							(目標)	(実績)	(予算)	(決算)				
		95	みどり園	総合福祉センター内の障がい児親子通園室「みどり園」において、就学前の障がい児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。	在籍者数(人)	120	(目標)	123	(予算)	29,595	B	随時入園可能で、その利点は重要だが、通園児数増加とともに各々への支援が薄くなる懸念される。また、家族支援を十分に行うためには職員の資質向上が必要である。親子通園が重要視されている今、周囲との関わり方に不安がある親子の受け皿となるには、発達や特性に応じ継続的な支援ができるよう関係機関との連携など内容を充実させていかなければならない。	(No.96:相談支援事業) ・利用計画作成が前年に比べ大きく増加しており、非常に良い。トータルプランとなるよう利用計画書の有効活用をお願いしたい。 (No.97:親子体操教室) ・継続した参加者が多くみられることは、市民の方々によく理解していただいていると考えられるので、積極的に参加人数の増加を図る一方、安全面にも十分配慮していただきたい。	障がい福祉課
		96	相談支援事業	障がい児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的にを行います。	障害児相談支援事業所による利用計画作成割合(%)	39.7	(目標)	80	(予算)	46,000				
		97	親子体操教室	総合福祉センター体育館において障がい児と保護者が、一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	延べ利用者数(人)	1,931	(目標)	1,930	(予算)	175	C	継続した参加者が多くみられるため、新規参加者の拡大を図りたい。また、参加者数が増えることにより、職員だけで目の届かないところが多くなるおそれがあり、参加者の増加数によっては、ボランティアを確保するなどの方策を検討していかなければならない。		障がい福祉課
		98	子ども発達支援事業	心理的な発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいのある就学前の幼児又は発達支援の必要があると認められる就学前の幼児とその保護者に対して、相談・療育の場を設け、心理的な発達を関係機関と協働しながら一貫して支援します。	子ども発達センターが療育相談を行った実人数(人)	319	(目標)	407	(予算)	23,485				
		99	長期療養児支援	障がい児が適切な医療ケアや医療・福祉制度を利用しながら在宅で生活が送れることや、保護者は地域の人や専門職の支えを受けながら安心して子育てができるように、訪問や相談等を実施します。	家庭訪問、関係機関等へ訪問等、延べ支援回数(回)	231	(目標)	250	(予算)	49	B	支援対象者の医療ケア、支援内容が多種多様になってきており、今後も関係機関と連携し継続支援を実施。		健康増進課
							(実績)	215	(決算)	19				

③ 「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」第14条に関わる事業

	障がいのある子ども	ひとり親家庭の子ども	その他困難を有する子ども
奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン掲載事業	(1) 放課後児童健全育成事業施設における障がい児の受け入れ推進(地域教育課)	(1) ひとり親家庭等医療費助成(子ども育成課)	(1) 就園奨励費補助(保育所・幼稚園課)
	(2) 短期入所(障がい福祉課)	(2) ひとり親家庭等相談(子育て相談課)	(2) 就学援助(教育総務課)
	(3) 障害児通所支援(障がい福祉課)	(3) 母子家庭等日常生活支援事業(子育て相談課)	(3) 特別支援教育就学奨励事業(教育総務課)
	(4) 居宅介護(障がい福祉課)	(4) 母子家庭等就業・自立支援センター事業(子育て相談課)	
	(5) 行動援護(障がい福祉課)	(5) 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業(子育て相談課)	
	(6) 奈良市歯科健診(障がい福祉課)	(6) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業(子育て相談課)	
	(7) 日中一時支援(障がい福祉課)	(7) 公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居(住宅課)	
	(8) 移動支援(障がい福祉課)		
	(9) みどり園(障がい福祉課)		
	(10) 相談支援事業(障がい福祉課)		
	(11) 親子体操教室(障がい福祉課)		
	(12) 子ども発達支援事業(子育て相談課)		
	(13) 長期療養児支援(健康増進課)		
奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン掲載以外の事業	(1) 特別児童扶養手当(子ども育成課)	(1) 児童扶養手当(子ども育成課)	
		(2) ひとり親家庭等生活支援事業(子育て相談課)	
		(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付(子育て相談課)	
※ 奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン掲載事業以外にこの条文に該当する事業がないか照会した結果			

奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン掲載以外の事業について

● 障がいのある子ども

事業名	特別児童扶養手当	担当課名	子ども育成課
事業内容	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給します。（国の制度）		

● ひとり親家庭の子ども

事業名	児童扶養手当	担当課名	子ども育成課
事業内容	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給します。（国の制度）		

事業名	ひとり親家庭等生活支援事業	担当課名	子育て相談課
事業内容	母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象に、生活に役立つ支援策や情報を提供する講習会や、親子どうして交流する情報交換会を開催します。		

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	担当課名	子育て相談課
事業内容	母子家庭、父子家庭、寡婦の人に、生活の安定と経済的自立の助長、扶養している児童の福祉の増進のために無利子又は低金利で資金の貸付けを行います。		